

補助教材の作成・選定に係る学校の対応

(義務教育課)

1 補助教材の適正な選定に関する取組

(1) 現地調査の実施等

ガイドラインの遵守について、実際の状況を確認するため 22 小中学校を訪問し現地調査を実施

ア ガイドラインに則った取組状況の調査結果

以下の項目について、全校が補助教材ガイドラインで規定する手続きに沿って補助教材を選定していた。

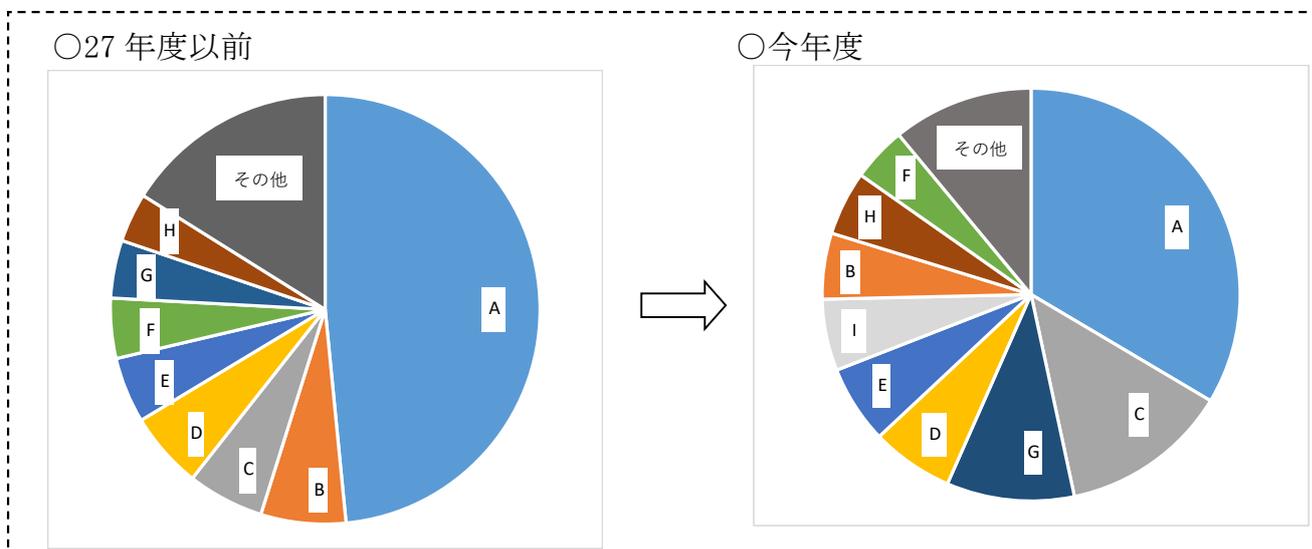
調査項目	遵守率
1 職員会議で補助教材の取扱い等について共通理解する場を設けた	100%
2 前年度使用した補助教材の効果を検証した	100%
3 複数の教材見本を収集した	100%
4 補助教材の作成に関与した教員が選定に関与していない	100%
5 複数の教材見本を比較・検討して選択した	100%
6 複数の教職員の目で選択作業をした	100%
7 選択基準を設けて、それに基づいて選択した	100%
8 教材を使用する年度の校長が最終決定をした	100%
9 市町教育委員会に補助教材の使用届等を提出した	100%
10 保護者会や通知等で説明した、あるいは意見を聞く場を設定した	100%

イ 確認できた選定状況

- ・ ガイドラインに沿って前年度における学級懇談会での展示、新年度における保護者への説明が適切に行われている。
- ・ 学年ごとに実際に教材を見ながら、検討した上で適正に選択している。
- ・ ガイドラインに記載の評価資料を活用して客観的に選定が行われている。

ウ 教材の選定結果

以下の変化が見られる（下記グラフはシェアが3%以上の事業者を表示）



(2) その他の調査等

教育事務所指導主事等の学校訪問において、補助教材ガイドラインに基づく取扱いについて校長、教頭、教務主任から現状を聴取し、取扱い遵守の徹底について指導を実施

(3) ガイドライン「教職員のサービスの取扱い」の改訂 (H31. 3. 27)

ア 年度途中で選定する教材も補助教材ガイドラインの対象となることを明示するため「2 補助教材の選定から決定までの流れ」の項に下線部の記載を追加

『※年度途中で選定する教材についても同様の手続きで行うこと。』

イ 補助教材以外の「その他学用品等」についても、公平性・公正性・透明性の確保と保護者の協力・理解が必要であるため、選定する場合の留意事項を「3 保護者等への説明」の項に追記

(4) 教材研究支援

県総合教育センターにおいて、教材学習に関する支援コンテンツをHPに掲載(別紙)。今後も内容を拡充するとともに、学校・教員に積極的な活用を促す。現在、年度末に行う予定の内容の更新、拡充に向けて検討を進めている。

ア 支援コンテンツの内容

①「あすなる学習室」(主に児童生徒・保護者向け)

- ・ 児童生徒、保護者が活用し、教材学習を行うことができる。
- ・ 教師の教材作成や授業づくりにも活用可能

②「授業づくりデータベース」(教員の教材研究用)

- ・ 教員が授業で使用する資料を掲載(静岡県の教員のみ利用可)
- ・ 参考となる具体的な設問を提示(チア・アップシート)

イ 今後の更新、拡充の方向性

多くの者が閲覧・活用できるよう見やすさ、使いやすさの改善、設問の追加や設問内容の工夫など内容の充実を図っていく。

2 補助教材の作成に係る教員の関与

(1) 教材の作成過程

補助教材の作成に当たっては、出版社が、地域色を出すことなどを目的に現職教員の知見を活用しながら作成しており、教員は市町教育委員会より教育公務員特例法第17条の従事許可を受けた上で教材作成作業に従事する。出版社は教員に対して報酬や交通費を支給する。



(2) 教員の関与に関するこれまでの取組

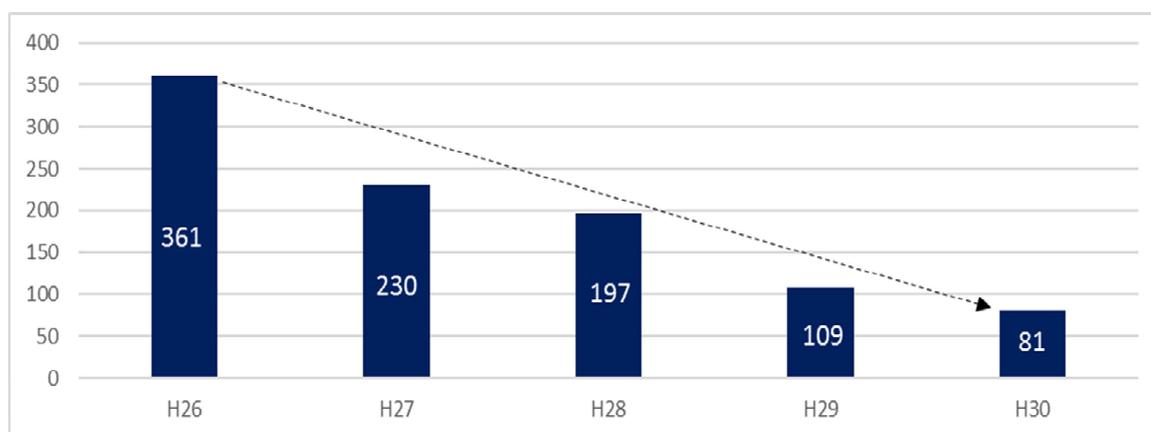
教材作成への教員の関与については、平成27年に「補助教材の作成、選定等に関わる教職員のサービスの取扱いについて」として、「補助教材ガイドライン」に市町教育委員会が従事許可をする場合の基準を示して(その後2回改正)、教員の関与が適正に行われるよう徹底を図ってきた。

(参考) 許可の基準等の概要

- ・ 任命権者が許可する場合には、職責遂行に支障を及ぼすおそれがないことや職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがない点を確認する。
- ・ 教材の選定に関わる教職員が作成等に従事することは許可できない。
- ・ その他の教職員については、業務多忙等により、能率の低下など職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、許可しないことが妥当である。
- ・ 社会問題にもなっている教職員の多忙化を解消する、あるいは助長しない観点から、職務外の活動への従事は、節度を持った取り扱いに留意する。

(3) 県内A社の教材作成における現職教員の関与の状況

県内A社では、現職教員に代わり教員OBの活用を進めており、平成26年度以降、教材の作成に関わる現職教員数は減少している。



3 今後の対応

(1) 補助教材ガイドラインの遵守徹底

- ・ 引き続き現地調査を計画的に実施し、教材選定のプロセスや選定された教材の状況などについて把握するとともに、必要な指導を行う。
- ・ 教育事務所指導主事等の訪問時において、補助教材ガイドラインの取扱いに係る状況を確認する取組を、全小中学校で毎年度実施する。
- ・ 校長・教員研修に、補助教材の適正な選定に関する内容（具体的事例）を組み込むなど、あらゆる機会を通じて、市町・学校・教員に補助教材ガイドラインの遵守について周知徹底を行う。

(2) 教材に関するホームページの拡充

今後の更新、拡充の方向性に沿ってホームページの充実に継続的に取り組むとともに、研修の場などを通じて、教員や学校に積極的な活用を促す。

(3) 教員の教材作成への関与

教員の教材作成への関与については、教育公務員特例法による従事許可が市町教育委員会の権限であり、市町教育委員会で審査・手続きをとっているが、繰り返し補助教材ガイドラインで示した基準の遵守を徹底していく。また、A社に対して、引き続き教員OBの活用を図るよう働きかけていく。